佐賀県告示第 132 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年4月15日から令和3年5月14日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月15日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 444 号	佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 870 番1 地先から	令和3.4.15
	佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 841 番8 地先まで	